

議案第180号

大阪市保健福祉センター条例の一部を改正する条例案

大阪市保健福祉センター条例（平成15年大阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

住之江区保健福祉センター分館	大阪市住之江区浜口東3丁目5番16号
----------------	--------------------

」

を

「

住之江区保健福祉センター分館	大阪市住之江区浜口東3丁目5番16号
西成区保健福祉センター分館	大阪市西成区太子1丁目15番17号

」

に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

西成区保健福祉センター分館を設置するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市保健福祉センター条例 (抄)

別表第2 (第1条関係)

名 称	位 置
省 略	省 略
住之江区保健福祉センター分館	省 略
西成区保健福祉センター分館	大阪市西成区太子1丁目15番17号